

会員 各位

一般社団法人千葉県LPガス協会
会長 小倉 晴夫
< 印 略 >

令和元年台風15号の被害に対する金融支援について（お知らせ）

千葉県防災危機管理部産業保安課より、標記について下記のとおり千葉県の金融支援の情報提供がございましたので、お知らせいたします。

なお、千葉県以外にも金融支援情報がありますので併せてお知らせいたします。

敬具

記

◇千葉県

令和元年台風15号の被害に対する金融支援について

1 概要

令和元年台風15号により県内の広範囲に被害が発生し、中小企業者においても強風や停電等の影響を受けるなど、経営に支障をきたしている方が多数あると想定されます。

県では、地域経済への悪影響が生じると判断し、被災した中小企業者に対する復旧のための資金繰りを支援することとなりました。

2 支援の内容

県制度融資のセーフティーネット資金において、新たに台風15号を指定災害に指定し、被災した中小企業者への経営支援・金融支援を行っています。**※原則として、市町村が発行する罹災証明書が必要**となります。

詳しくは、県のホームページから確認してください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/safty.html>

3 県の経営・金融相談窓口

経営相談：千葉県産業振興センター 043-299-2907

金融相談：千葉県商工労働部経営支援課金融支援室 043-223-2707

◇千葉県信用保証協会

<http://www.chiba-cgc.or.jp/wp/wp-content/uploads/2019/09/kinkyuutankisikinshosyou201909.pdf>

「緊急短期資金保証（令和元年台風15号による災害）」の取扱い開始について

この度の台風15号で被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

千葉県信用保証協会（会長 床並 道昭）は、令和元年9月17日（火）より、今回の台風により被害を受けている中小企業者の方々に対して、すみやかに当面の資金繰りを支援するため、保証制度の取扱いを開始いたします。※詳細は上記URL

【ご相談窓口（資金繰り相談窓口）】

本店 TEL 043 221 8110

松戸支店 TEL 047 365 6007

<お問い合わせ>

千葉県信用保証協会業務企画課 清水・菅野

TEL043 221 8185

◇日本政策金融公庫千葉支店

https://www.jfc.go.jp/n/release/pdf/topics_190913a.pdf

令和元年台風第 15 号により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に
「災害復旧貸付」の取り扱いを開始

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、9月12日付でこのたびの台風第15号により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました（国民生活事業及び中小企業事業）。

併せて、台風第15号により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に同日付で千葉県内の全支店に「令和元年台風第15号による災害に関する特別相談窓口」(※)を設置しました。

日本公庫は、このたびの台風により被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

※「令和元年台風第15号による災害に関する特別相談窓口」のお問い合わせ先

千葉支店

国民生活事業 TEL：043-241-0078

中小企業事業 TEL：043-243-7121

船橋支店 国民生活事業 TEL：047-433-8252

館山支店 国民生活事業 TEL：0470-22-2911

松戸支店 国民生活事業 TEL：047-367-1191

以上